

第四條 自己の都合の爲め退職せらるる者の退職金は、前記の會社  
 備蓄金を減らす事  
 受けるべき退職金を今日より本人又は其代理人より振替控の  
 第三條 業務上其の專断（愛護其外）の關しては、該振出部業務  
 金繰り手  
 第二條 振金の取扱い留意し、損失の補填を器具費等の取扱い  
 の同意を  
 本會の財政を張つて、その利益を經營者として配分せらるるべき  
 業を遂げらるる事  
 第一條 該振出部業務を經營し命令し、取扱い部業務に意業部  
 の本人又は其代理人共、該部業務の責任を負ふ  
 附屬人の欠乏を補填し、該部業務の責任を負ふ

法人協同會福岡出張所

法人協同會福岡出張所

ことに對し理由書を附し退社願書を提出會社の許可を得て退社す  
 第五條 無届缺勤は任意退社として取扱ふ事に異議なき事  
 第六條 任意退社せんとするもの亦したる者は入社中給料參ヶ月  
 分の給料を損害賠償金として納付することを承諾す  
 第七條 會社の許可なくして如何なる場合も自動車を運轉を爲さ  
 ざる事又他人に運轉をなせしめざる事萬一違背して損害を及ぼ  
 したる時は辨償の義務を負ふ  
 第八條 勤務中事故を發生せしめ損害を及ぼしたる時は運轉手之  
 を辨償するものとす但し事故實地檢證の結果辨償の責を定むる  
 事あるへし  
 第九條 前條に違背し又業務執行上不正の行爲に因り御社に對し  
 損害を及ぼしたる場合には之が賠償の義務を負ふ